

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務要領

(2021 年 2 月 22 日現在)

目 次

第 1 章	グリーン住宅ポイント制度に係る審査について	1
第 2 章	グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行対象等について	
Ⅰ.	審査・発行を行う機関、実施者	5
Ⅱ.	業務の手順・要領	5
Ⅲ.	適合審査に必要な提出図書	6
Ⅳ.	適合審査の実施	8
Ⅴ.	適合審査に用いる指標	9
Ⅵ.	適合審査に用いる評価方法	10
Ⅶ.	グリーン住宅ポイント対象住宅証明書等の発行	11
Ⅷ.	変更計画に係る業務手続き（従前の証明書を発行した評価機関に限る）	11
第 3 章	秘密保持等について	12
	各種様式	14

第1章 グリーン住宅ポイント制度に係る審査について

この業務要領は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「評価協会」という。）の会員である登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）が実施する新築住宅に係る「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」の発行に関する業務について適用する。なお、本要領において用いる主な用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
- (2) 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (3) 「新築住宅」とは、完成（完了検査済証の発出日）から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無い住宅をいう。
- (4) 「注文住宅」とは、所有者が、自ら居住することを目的に新たに発注（工事請負契約）する住宅をいう。
- (5) 「新築分譲住宅」とは、所有者が、自ら居住することを目的に新たに建物取引業免許を有する事業者から購入（売買契約）する新築住宅をいう。
- (6) 「賃貸住宅」とは、所有者が、施工者に工事を発注（工事請負契約）して新築する賃貸用の共同住宅等をいう。

なお、2戸以上の住戸を有し、そのすべての住戸が本制度で定める基準に適合する共同住宅等を対象とする。また、賃貸借契約に基づき他人に貸し出すことを目的としない住戸（所有者等が自ら居住する住戸等）又は、非住宅部分（事務所又は、店舗等）を有する共同住宅等は対象としない。

- (7) 「日本住宅性能表示基準」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という）第3条第1項に規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示方法を定める基準（平成13年国土交通省告示第1346号）をいう。
- (8) 「基準省令」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。

1. グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行対象等について

国土交通省は本制度の対象を、「グリーン住宅ポイント制度の内容について」（国土交通省発行）のとおり定めている。このうち、評価機関による新築住宅に係る「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書」発行業務の対象となる、対象住宅のタイプ・期間の要件は以下の(1)から(3)に分類されている。

(1) 注文住宅の新築

契約※1	2020 年 12 月 15 日（令和 2 年度第三次補正予算閣議決定日）～2021 年 10 月 31 日
完了報告	一定の要件に適合する追加工事にポイントを交換する場合 2022 年 1 月 15 日 一定の要件に適合する商品のみにポイントを交換する場合 戸建て住宅：2022 年 4 月 30 日※2

※1 所有者となる発注者（入居者）と施工者との工事請負契約。

※2 共同住宅等で 10 階以下は 2022 年 10 月 31 日、11 階以上は 2023 年 4 月 30 日

(2) 新築分譲住宅の購入

売買契約※1	2020 年 12 月 15 日（令和 2 年度第三次補正予算閣議決定日）～2021 年 10 月 31 日
完了報告	一定の要件に適合する追加工事にポイントを交換する場合 2022 年 1 月 15 日 一定の要件に適合する商品のみにポイントを交換する場合 戸建て住宅：2022 年 4 月 30 日※2

※1 完成（完了検査済証の日付）から 1 年以内であり、人の居住の用に供したことの無いものに限る

※2 共同住宅等で 10 階以下は 2022 年 10 月 31 日、11 階以上は 2023 年 4 月 30 日

(3) 賃貸住宅の新築

契約※1	2020 年 12 月 15 日（令和 2 年度第三次補正予算閣議決定日）～2021 年 10 月 31 日
完了報告	2022 年 1 月 15 日

※1 所有者となる発注者（建築主）と施工者との工事請負契約。

2. グリーン住宅ポイント対象住宅証明書類

グリーン住宅ポイントの取得を申請しようとする者は、グリーン住宅ポイント事務局に必要な添付書類を添えて申請書を提出することとなる。新築住宅に係る申請書類の一部に評価機関が交付するグリーン住宅ポイント対象住宅証明書類（以下「証明書類」という。）が位置付けられている。

(1) 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入

注文住宅の新築又は、新築分譲住宅の購入をする場合に、グリーン住宅ポイントの取得の申請に用いることができる証明書類、発行機関及び各証明書の基準は表 1-1 の通りである。なお、表中★印が本業務要領に基づき発行する証明書となっている。

表 1-1 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入で申請する場合の証明書類の種類と発行機関

	性能基準	証明書類	発行機関
高い省エネ性能等を有する住宅	認定長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書※ ¹	所管行政庁
	認定低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画認定通知書※ ¹	所管行政庁
	性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定通知書※ ¹	所管行政庁
	Z E H	B E L S 評価書	B E L S 登録機関
一定の省エネ性能を有する住宅	断熱等性能等級 4 ※ ² かつ一次エネルギー消費量等級 4 以上※ ³	グリーン住宅ポイント対象住宅証明書★※ ⁴	登録住宅性能評価機関
		設計住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
		建設住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
		B E L S 評価書	B E L S 登録機関
		フラット 3 5 S 適合証明書（金利 B プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書（2021 年 1 月以降に申請されたものに限る。）	適合証明機関

※¹ 対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。

※² 断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物省エネ法に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは本制度の対象となります。

※³ 日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 のことをいう。

※⁴ 共同住宅等であって外皮性能において住棟評価を採用する場合は、原則として一括依頼により当該共同住宅等の全ての住戸が、グリーン住宅ポイント対象住宅証明書を申請する場合に限る。

(2) 賃貸住宅の新築

賃貸住宅の新築をする場合に、グリーン住宅ポイントの取得の申請に用いることができる証明書類、発行機関及び各証明書の基準は表 1-2 の通りである。

表 1-2 賃貸住宅の新築で申請する場合の証明書類の種類と発行機関

性能基準	証明書類	発行機関
建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅の基準に適合し、全ての住戸の床面積が 40 m ² 以上である賃貸住宅※	グリーン住宅ポイント対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関

※ 基準の詳細については、3 (2) を参照のこと。

3. グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準

(1) 注文住宅の新築及び新築分譲住宅の購入

注文住宅の新築又は新築分譲住宅の購入の対象となる住宅が基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準及び同号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準に適合することを要件とする。なお、共同住宅等のうちの一の住戸が対象である場合にあっては、表1-3に掲げる住戸単位又は住棟単位の外皮性能の基準に適合することを要件とする。

表1-3 (参考) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する住宅の外皮性能の基準

		地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
住戸単位	外皮平均熱貫流率 [W/m ² K] (U _A 値)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
	冷房期の平均日射熱 取得率 (η _{AC} 値)	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
住棟単位	住棟単位外皮平均熱 貫流率[W/m ² K] (U _A 値)	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	—
	冷房期の平均日射熱 取得率 (η _{AC} 値)	—	—	—	—	1.5	1.4	1.3	2.8

(2) 賃貸住宅の新築

次の①及び②に適合することを要件とする。

① 建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合することとし、具体的には、当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合するとともに、当該共同住宅等のB E I（基準省令第4条に基づき算出した設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を同令第5条に基づき算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。以下同じ。）が0.9以下であること。

② 2戸以上の住戸を有し、全ての住戸の床面積※ が40 m²以上の賃貸住宅であること。

※ 壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く）により算定。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。

第2章. グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行に係る業務手順・要領等

I. 審査・発行を行う機関、実施者

1. 審査・発行の条件

(1) 業務の対象住宅

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務の対象住宅は、評価機関が定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとする。また、依頼の時期は着工前、着工後を問わない。

(2) 業務を行う機関

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行に関する業務は、評価協会の会員等であり、業務の実施について、評価協会にグリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務開始届出書（別記様式7号）により届出を行った評価機関が実施することとする。

(3) 適合審査の実施者

評価機関は、次に該当する者の中から評価員を選任し、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成18年国土交通省告示第304号を審査員について準用し、当該評価員にグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準への適合審査（以下「適合審査」という。）を実施させること。

品確法第13条に定める評価員又は建築物省エネ法第45条（令和3年4月1日以降においては第50条。以下同じ。）に定める適合性判定員。ただし、共同住宅共用部分の審査を含む場合は、品確法第13条に定める評価員（共同住宅共用部分における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者に限る。）又は建築物省エネ法第45条に定める適合性判定員。

II. 業務の手順・要領

1. 業務の引受

評価機関は、依頼者から適合審査の依頼があった場合は、以下の書類（正本及び副本）が提出されているか確認する。

表 2-1 グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼時の提出書類

書類名
グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼書（別記様式 1 号）※
適合審査用提出図書（品確法施行規則第 3 条第 1 項に準じる）
その他機関が必要とする書類

※ 評価機関において、依頼時に必要となる情報を追記等することは妨げない。

2. 電子情報処理組織等による受理

提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

3. 確認事項

- (1) 依頼のあった住宅が、評価機関が定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること
- (2) 依頼のあった住宅の建て方（一戸建て住宅か共同住宅等）を確認すること
- (3) グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行の依頼を受けた住宅の対象住宅のタイプが以下のどちらに該当するかを確認すること。
 - ・注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入
 - ・賃貸住宅の新築（全ての住戸が賃貸住宅で本制度の基準に適合することを確認すること）
- (4) 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと

4. 引受承諾書の交付等

提出図書に特に不備がない場合は、依頼者に対して引受承諾書（参考様式）等を交付する。

III. 適合審査に必要な提出図書

適合審査に必要な提出図書は、適用するグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準に応じて審査に必要な事項が明示された図書となる。

（例）仕様書、設計内容説明書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、各種伏図、各種計算書、プログラム出力表（Webプログラムを使用している場合）等、グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準の一部への適合が証明できる書類（以下「評価書等」という。）を活用する場合は評価書等の写し

※ 評価書等が添付されている場合は、ポイント対象住宅基準の審査に必要な事項が明示された図面等を省略できる。

表 2-2 注文住宅の新築及び新築分譲住宅の購入の場合に活用できる評価書等の例

評価書等	省略対象となる条件等	発行機関
設計住宅性能評価書	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上を取得しているもの	登録住宅性能評価機関
建設住宅性能評価書		
B E L S 評価書（外皮基準について「適合」と表示されたもの）	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準	B E L S 登録機関
B E L S 評価書（一次エネルギー消費量について「適合」と表示されたもの）	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準	B E L S 登録機関
フラット 3 5 S 適合証明書（金利 B プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書（令和 2 年 12 月以前に設計検査の申請をしたものに限る）	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4	適合証明機関
フラット 3 5 S 適合証明書（金利 A プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級 5 以上	適合証明機関
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの）	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上	登録住宅性能評価機関
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの）		・ 指定確認検査機関 ・ 登録住宅性能評価機関 ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人

表 2-3 賃貸住宅の新築の場合に活用できる評価書等※¹の例

評価書等	省略対象となる条件等	発行機関
設計住宅性能評価書※ 2 (断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 を取得しているもの)	当該共同住宅等が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合すること	登録住宅性能評価機関
建設住宅性能評価書※ 2 (断熱等性能等級 4 を取得しているもの)		
設計住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級 5 を取得しているもの)	当該共同住宅等の B E I が 0.9 以下であること	
建設住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級 5 を取得しているもの)		
B E L S 評価書※ 2 (外皮基準について「適合」と表示されたもの)	当該共同住宅等が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合すること	B E L S 登録機関
B E L S 評価書(☆ 3 つ以上)	当該共同住宅等の B E I が 0.9 以下であること	
低炭素建築物新築等計画認定通知書	当該共同住宅等が基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合し、かつ、当該共同住宅等の B E I が 0.9 以下であること	所管行政庁

※ 1 住棟または、全住戸が評価書を取得している場合

※ 2 仕様基準の場合を除く

IV. 適合審査の実施

評価機関による適合審査は、注文住宅の新築及び新築分譲住宅の購入で対象となる住宅にあつては、第 1 章 I 3. (1) の基準に、賃貸住宅の新築で対象となる共同住宅等にあつては同(2)の基準に適合していることを確認することにより実施する。その際、提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めることとする。

なお、依頼時に品確法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書もしくは特別評価方法認定書その他の認定書(以下「認定書等」という。)が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、認定書等の結果を活用することができる。

V. 適合審査に用いる指標

適合審査に用いる指標は、原則として表2-4及び表2-5によることとする。

表 2-4 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入における評価指標

評価指標	
一次エネルギー消費量	外皮性能
一次エネルギー消費量※	・住戸評価：単位住戸の外皮平均熱貫流率(UA)・単位住戸の冷房期平均日射熱取得率 (η AC) ・住棟評価：住棟単位外皮平均熱貫流率(UA)・住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (η AC)

※ 住棟評価の場合は共用部分については評価対象から除外することを可能とする。

表 2-5 賃貸住宅の新築における評価指標

評価指標※ ¹	
一次エネルギー消費量	外皮性能
一次エネルギー消費量及び BEI※ ²	・住戸評価：単位住戸の外皮平均熱貫流率(UA)・単位住戸の冷房期平均日射熱取得率 (η AC) ・住棟評価：住棟単位外皮平均熱貫流率(UA)・住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (η AC)

※¹ 住戸単位又は住棟単位のいずれかの基準に適合する必要がある。

※² 共用部分については評価対象から除外することを可能とする。

VI. 適合審査に用いる評価方法

適合審査に用いる評価方法は、原則として表 2-6 及び表 2-7 によることとする。

表 2-6 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入における評価方法

			計算方法・ツール等の通称	備考
戸建て住宅	外皮性能	標準計算	外皮計算エクセルシート等	
		仕様確認	仕様基準	
	一次エネルギー消費量	標準計算	WEB プログラム	
		仕様確認	仕様基準	
	外皮性能・一次エネルギー消費量	簡易計算	モデル住宅法 ※	
共同住宅等	外皮性能	標準計算	外皮計算エクセルシート等 (住戸評価 (各住戸) / 住棟評価 (全住戸平均))	
		仕様確認	仕様基準	
	一次エネルギー消費量	標準計算	WEB プログラム	
		仕様確認	仕様基準	
	外皮性能・一次エネルギー消費量	簡易計算	フロア入力法 ※	

※ モデル住宅法・フロア入力法による申請については、評価協会に予め届け出た評価機関に限って取扱う。

表 2-7 賃貸住宅の新築における評価方法

		計算方法・ツール等の通称等	備考
共同住宅等	外皮性能	外皮計算エクセルシート等 (住戸評価 (各住戸) / 住棟評価 (全住戸平均))	
	一次エネルギー消費量	WEB プログラム	

VII. グリーン住宅ポイント対象住宅証明書等の発行

1. 「IV. 適合審査の実施」による審査が完了し、グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していると認める場合、依頼者に対してグリーン住宅ポイント対象住宅証明書（別記様式2号）（以下「証明書」という。）を発行する。

また、住宅のタイプごとの証明書発行単位等は以下の表によることとする。

その際、グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼書及び提出図書の副本を返却する。（変更計画に係る場合は別記様式4号の証明書を発行）

表 2-8 住宅のタイプごとの証明書発行単位

住宅のタイプ	証明書発行単位等
注文住宅の新築 又は、 新築分譲住宅の購入	住戸ごとに証明書を発行し、当該証明書の対象となる住戸番号を 評価書に記載する。
賃貸住宅の新築	依頼された住棟ごとに証明書を発行し、当該共同住宅等の単位住 戸の数を記載する。

2. 証明書に記載する証明書発行番号は、別表「証明書発行番号の付番方法」に基づいて付番を行う。
3. 依頼者から紛失等による証明書の再発行の依頼があった場合、証明書に再発行である旨と再発行日を記載して、発行することとする。
4. 提出図書の内容が基準に不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対してグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書（別記様式5号）を発行することとする。
5. 評価機関は、前各項に規定する図書の発行については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

VIII. 変更計画に係る業務手続き（従前の証明書を発行した評価機関に限る）

証明書の発行後に依頼者が計画を変更する場合は、依頼者から以下の書類の提出を受け、変更に係る適合審査を行う。なお、審査の実施方法はⅠからⅤまでと同様となる。

表 2-9 変更グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼時の提出書類

書類名
変更グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼書※（別記様式3号）
適合審査に要した図書のうち変更に係るもの及び変更の内容を示す図書
変更前の証明書（写し）

※ 評価機関において、依頼時に必要となる情報を追記等することは妨げない。

第3章 秘密保持等について

1. 料金について

適合審査料金については各評価機関にて設定する。

2. 秘密保持について

評価機関及び審査員又は評価員並びにこれらの者であった者は、この適合審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

3. 帳簿の作成

評価機関は、次の(1)から(11)までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付ける。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 証明書の発行業務の対象となる住宅の名称
- (3) 証明書の発行業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 証明書の発行業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 証明書の発行業務の対象となる住宅の構造
- (6) 証明書の発行業務の対象となる住宅に適用したグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準
- (7) 適合審査の依頼を受けた年月日
- (8) 適合審査を行った審査員の氏名
- (9) 適合審査料金の金額
- (10) 証明書の発行番号
- (11) 証明書の発行を行った年月日又はグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書の発行を行った年月日

4. 帳簿及び書類等の保存

(1) 帳簿及び書類等の保存期間

帳簿及び適合審査用提出図書及び証明書の写し（以下「書類等」という。）の保存期間は、次に定めるとおりとする。

帳簿 適合審査業務の全部を終了した日の属する年度から5事業年度

書類等 証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度

(2) 帳簿及び書類等の保存方法

帳簿及び書類等は、適合審査中にあっては適合審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、適合審査終了後は施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及

び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存する。

(3) 磁気ディスク等による保存

帳簿及び書類等の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存する方法にて行うことができる。

5. 国土交通省等への報告等

評価機関は、公正な業務を実施するために国土交通省やグリーン住宅ポイント事務局等から業務に関する報告等を求められた場合、適合審査の内容、判断根拠その他情報について報告等をする。

別 表 「証明書発行番号の付番方法」

発行番号は、16桁の英数字を用い、次のとおり表す。

『○○○-○○-○○○-E-○-○○○○』

- | | |
|---------|--|
| 1～3桁目 | 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる） |
| 4～5桁目 | 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号 |
| 6～9桁目 | 証明書発行日の西暦 |
| 11桁目 | 1：注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入（一戸建ての住宅）
2：注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入（共同住宅等）
3：賃貸住宅の新築（共同住宅等） |
| 12～16桁目 | 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付する。） |

グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼書

別記様式 1 号

年 月 日

(登録住宅性能評価機関 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の住宅について、グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【所在地（地名地番）】

【名称】

【建て方】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等

【共同住宅等の場合】

(1) 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入

☐ 個別依頼 証明の対象となる住戸番号 _____
☐ 一括依頼 ※¹ _____ 戸

(2) 賃貸住宅の新築 ☐ 一括依頼（全住戸）※¹ _____ 戸

【構造】 _____ 造 一部 _____ 造

【適用するグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準】

☐ 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入：

断熱等性能等級 4 ※² かつ 一次エネルギー消費量等級 4 以上

☐ 賃貸住宅の新築：

建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の基準に適合※³ し、かつ全ての住戸の床面積が 40 m² 以上

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
受理者氏名	

※¹ 一括依頼の場合は別紙に必要な事項を記載してください。

※² 断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく住宅の外気性能の基準に適合するものを含む

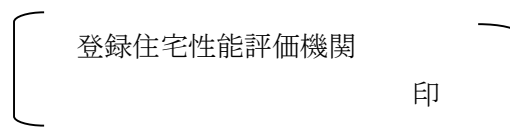
※³ 当該共同住宅等が建築物エネルギー消費性能等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）に適合すること及び当該共同住宅等の BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。）が 0.9 以下であることをいう。

<登録住宅性能評価機関からのお願い>

グリーン住宅ポイント対象住宅の技術基準適合状況や住宅の仕様などについて、住宅政策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省やグリーン住宅ポイント事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書

依頼者の氏名又は名称 殿



下記の住宅は、グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

記

1. 所在地（地名地番）

2. 名称

3. 建て方 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等

4. 共同住宅等の場合

(1) 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入

☐ 個別依頼に基づく証明書：証明書の対象となる住戸番号

☐ 一括依頼に基づく証明書：証明書の対象となる住戸番号

(2) 賃貸住宅の新築

☐ 一括依頼に基づく証明書：単位住戸の数

_____ 戸

5. 適用したグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準

☐ 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入：断熱等性能等級 4^{※1} かつ 一次エネルギー消費量等級 4 以上☐ 賃貸住宅の新築：建築物省エネ法に基づくトップランナー制度の基準^{※2}に適合し、かつ全ての住戸の床面積が 40 m²以上

※1 断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものを含む

※2 当該共同住宅等が建築物エネルギー消費性能等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）に適合すること及び当該共同住宅等の BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。）が 0.9 以下であることをいう。

審 査 依 頼 年 月 日	年 月 日
証 明 書 発 行 年 月 日	年 月 日
証 明 書 発 行 番 号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-E-〇-〇〇〇〇〇
審 査 員 氏 名	

変更グリーン住宅ポイント対象住宅証明依頼書

(☐ 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入 ☐ 賃貸住宅の新築)

年 月 日

(登録住宅性能評価機関 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

下記の住宅の変更グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査を依頼します。
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【計画を変更する住宅の証明書】

1. 証明書発行番号
2. 証明書発行年月日
3. 証明書を発行した者
4. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
受理者氏名	

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書（変更）

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機

印

下記の住宅は、グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準に適合していることを証します。

記

1. 所在地（地名地番）

2. 名称

3. 建て方 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等

4. 共同住宅等の場合

(1) 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入

☐ 個別依頼に基づく証明書：証明書の対象となる住戸番号☐ 一括依頼に基づく証明書：証明書の対象となる住戸番号

(2) 賃貸住宅の新築

☐ 一括依頼に基づく証明書：単位住戸の数

戸

5. 適用したグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準

☐ 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入：断熱等性能等級 4^{※1} かつ 一次エネルギー消費量等級 4 以上☐ 賃貸住宅の新築：建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の基準に適合^{※2}し、かつ全ての住戸の床面積が 40 m²以上

※1 断熱等性能等級 4 を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に基づく住宅の外気性能の基準に適合するものを含む

※2 当該共同住宅等が建築物エネルギー消費性能等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号イ（1）に適合すること及び当該共同住宅等の BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除いたものをいう。）が 0.9 以下であることをいう。

審 査 依 頼 年 月 日	年 月 日
証 明 書 発 行 年 月 日	年 月 日
証 明 書 発 行 番 号	〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-E-〇-〇〇〇〇〇
審 査 員 氏 名	

グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準不適合通知書

(☐ 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入 ☐ 賃貸住宅の新築)

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関

印

下記の住宅については、下記の理由によりグリーン住宅ポイント対象住宅証明書を発行できませんので、不適合通知書を交付します。

記

1. 所在地（地名地番）

2. 名称

3. 建て方 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等

4. 共同住宅等の場合

(1) 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入

☐ 個別依頼に基づく証明書：証明書の対象となる住戸番号

☐ 一括依頼に基づく証明書：証明書の対象となる住戸番号

(2) 賃貸住宅の新築

☐ 一括依頼に基づく証明書：単位住戸の数

5. 理由

グリーン住宅ポイント対象住宅に係る適合審査
取り下げ届

年 月 日

(登録住宅性能評価機関 宛)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

月 日に依頼したグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査につきまして、下記により依頼を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日
2. 受付番号 :
3. 所在地 :

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務開始届出書

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 宛

評価機関名：_____

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務を下記のとおり開始しますので、届出します。

記

1. 業務開始予定日

_____年 ____月 ____日 (令和3年3月25日以降の日付としてください。)

2. 対応可能な計算方法等

モデル住宅法 ☐ 対応しない ☐ 対応する ☐ 対応検討中フロア入力法 ☐ 対応しない ☐ 対応する ☐ 対応検討中

3. 業務区域

4. 所在地※

5. 電話番号※

※ 上記内容は、評価協会ホームページにて公開する「グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務実施機関一覧」に記載します。記載を希望する所在地及び電話番号（それぞれ1つ）を記入してください。

報告者	
報告日	
氏 名	印
連絡先	

グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査 引受承諾書

依頼者の氏名又は名称 殿

登録住宅性能評価機関 印

グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査の依頼について、下記の通り引受けることを承諾します。

記

1. 引受日

年 月 日

2. 引受けた業務

グリーン住宅ポイント対象住宅判定基準適合審査業務

3. 引受けた業務の対象

【グリーン住宅ポイントの申請対象】

☐ 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入 ☐ 賃貸住宅の新築

※ 引受承諾書発行後は変更できませんのでご注意ください。

【所在地】

【名称】

【建て方】 ☐ 一戸建ての住宅☐ 共同住宅等 (☐ 個別依頼 ☐ 一括依頼)

4. 適用するグリーン住宅ポイント対象住宅判定基準

☐ 注文住宅の新築 又は 新築分譲住宅の購入：

断熱等性能等級4 及び 一次エネルギー消費量等級4以上

☐ 賃貸住宅の新築：

建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の基準に適合し、かつ全ての住戸の床面積が40㎡以上

5. 業務期日

年 月 日

6. 料金

	<u>金</u>	<u>円他</u>
内訳	契約金額	円
	消費税額	円

(参考書式) グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務管理帳簿

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務管理帳簿

番号	依頼者氏名	住所	住宅の名称	住宅の所在地	証明受付日	審査員氏名	発行番号	証明書通知日	審査料金	住宅の建て方	住宅の構造	グリーン住宅ポイント基準
例	評価協会	東京都新宿区神楽坂1-15	いえまる邸	東京都新宿区神楽坂1-15	2019/4/2	栗原一郎	999-01-2019-E-1-0001	2019/4/5	5000	1	1	2
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												

(凡例)

項目	入力 コード番号	内容
住宅の建て方	1	(注文住宅の新築又は新築分譲住宅の購入)一戸建ての住宅
	2	(注文住宅の新築又は新築分譲住宅の購入)共同住宅等
	3	(賃貸住宅の新築)共同住宅等
住宅の構造	1	木造住宅
	2	S造
	3	RC造
	4	SRC造
グリーン住宅ポイント基準	1	【自ら居住する注文住宅又は分譲住宅】 断熱等性能等級4 及び 一次エネルギー消費量等級4
	2	【賃貸住宅】 ・建築物省エネ法に基づくトップランナー制度の基準適合 ・各住戸床面積40㎡以上 ・すべての住戸が基準に適合